

ガラス外装クリーニング作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具特別教育の必要性について

*** = 墜落制止用器具(フルハーネス型)の安全衛生特別教育**

(一社)東京ガラス外装クリーニング協会
安全技術教育委員会

(特別教育を必要とする業務)
労働安全衛生規則第36条41号
高さが2メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く)
安全衛生特別教育規程第24条
安衛則第36条41号に掲げる業務に係る特別教育は学科教育及び実技教育により行うものとする
学科4.5時間、実技1.5時間

作業床のある

- ① ゴンドラ作業
 - ② 高所作業車作業
 - ③ 移動式組立足場作業(組立て・解体時、一時的に作業床がない場合*は必要、別紙参照)
- 以上、*は不要

作業床のない

作業床のない

計6時間科目の受講(W)

特別教育の内容

④ ブランコ作業、*は対象外
(ロープ高所作業特別教育が必要)

⑤ 乗り出し作業、⑥ 移動はしご作業 *は必要

ロープ高所作業特別教育受講者
又は足場の組立て等特別教育受講者

学科科目Ⅲを省略の計5時間科目の受講(X)

省略科目

ロープ高所作業特別教育受講者
(当協会において、平成31年2月月末現在、修了者総数1,444名を輩出)

フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に六月以上従事した経験を有する者

条件として、
・作業床のないところでの作業で、
・平成31年2月1日時点で6か月以上=平成30年7月31日以前からの使用者

胴ベルト型墜落制止用器具を用いて行う作業に六月以上従事した経験を有する者

学科科目	範囲	時間
I 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1時間
II 墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下同じ。)に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用する方法	2時間
III 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

実技科目	範囲	時間
V 墜落制止用器具の使用等方法	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

さらに、学科科目Ⅰ、Ⅱ、実技科目Ⅴを省略
受講科目は、
Ⅳ 関係法令
の0.5時間科目の受講(Z)

省略科目

さらに、学科科目Ⅰを省略
受講科目は、
Ⅱ 墜落制止用器具に関する知識
Ⅳ 関係法令
Ⅴ 墜落制止用器具の使用等方法(実技科目)
の計4時間科目の受講(Y)

省略科目

以上、(W)・(X)・(Y)・(Z)のいずれかが必要

GCA 本特別教育では、(Z)のみをAコースの0.5時間とし、その他の(W)・(X)・(Y)はBコースの6時間とする